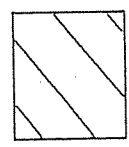
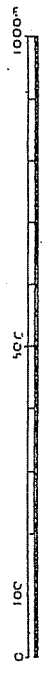


王子が岳渋川集団施設地区  
宿舎事業の取扱方針参考図



宿舎の設置を認めない区域

1:10,000



別紙8 修景緑化樹種一覽  
高木

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高(m)	観賞期	潮害	AP	備考
アカガシ	速	中	陰	常緑	20		中	中	
アカマツ	速	乾	陽	常緑	40		弱	弱	
アカメガシワ	速	中	陽	落葉	10	紅葉(10-11)	—	—	若枝葉紅色
アキニレ	速	湿	半陽	落葉	10		強	中	
アベマキ	速	中	陽	落葉	15		中	—	
アラカシ	速	中	半陽	常緑	15		強	中	
イイギリ	速	中湿	陽	落葉	15	果(10-11)	—	—	
イヌマキ	遅	湿	陰	常緑	15		強	中強	
イブキ	遅	乾	陽	常緑	15		強	強	病原菌宿主
イロハモミジ	速	湿	半陽	落葉	10	紅葉(10-11)	中	中	
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常緑	10		強	強	
ウラジロノキ	速	乾	陽	落葉	15	葉果(9-10)	—	—	果実赤熟
エノキ	速	中湿	半陽	常緑	20		中	中	果実可食
オガタマノキ	遅	中	陰	常緑	15	花(3-4)	中	中	花に芳香
カクレミノ	遅	湿	陰	常緑	10		強	—	
カゴノキ	中	中	陰	常緑	15		—	—	
クサギ	速	中	陽	落葉	8	花(7-9)	—	—	
クスノキ	速	中	半陽	常緑	25		中	強	
クロガネモチ	遅	湿	陽	常緑	10	果(11-1)	強	—	果実赤熟
クロマツ	速	乾	陽	常緑	40		強	中	
コナラ	速	中	陽	落葉	20		中	中	
サカキ	速	中	陰	常緑	10		中	中	
ザイフリボク	速	乾	半陽	落葉	10	花(4-5)	—	—	
シラカシ	速	中	半陽	常緑	20		強	中	
スダジイ	速	湿	半陽	常緑	25		強	強	果実可食
タブノキ	速	中	半陽	常緑	20		強	中	
タラヨウ	中	中	陰	常緑	10	果(11-1)	中	中	
ナナミノキ	中	湿	半陽	常緑	10	果(11-2)	—	—	果実赤熟
ナラガシワ	速	中	陽	落葉	16		—	—	
ネズミサシ	遅	乾	陽	常緑	10		強	強	
ネムノキ	速	中	陽	落葉	10	花(6-7)	強	—	
ヒイラギ	遅	乾	陰	常緑	8	花(10-11)	強	強	
ヒメユズリハ	遅	中	陰	常緑	10		強	中	有毒
フジキ	速	中	陽	落葉	10	花(6)	—	—	
ミズキ	速	湿	半陽	落葉	15	花(5-6)	中	強	
ムクノキ	速	中	半陽	落葉	20		強	強	
モチノキ	遅	中	陰	常緑	10	果(11-12)	強	強	果実赤熟
モッコク	遅	湿	陰	常緑	10	果(10-11)	中	中	果実赤熟
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常緑	10	花(2-4)	強	中	
ヤブニッケイ	中	中	陰	常緑	15		弱	—	
ヤマザクラ	速	中	陽	落葉	20	花(3-4)	—	弱	
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常緑	20		強	中	果実紅熟
リョウブ	中	中乾	陽	落葉	10	花(7-8)	—	—	
リンボク	中	中	陰	常緑	10		—	—	

AP=Air Pollution (大気汚染)

低木

樹種	生長	土湿	陰陽	性状	樹高(m)	観賞期	潮害	AP	備考
アオキ	速	湿	陰	常緑	3	果(11-3)	強	強	
イヌツゲ	遅	中	半陽	常緑	3		強	強	
イボタノキ	速	中	半陽	常緑	2		—	—	
ウメモドキ	中	中	陽	落葉	3	果(10-1)	中	中	
カナメモチ	速	中	半陽	常緑	3	果(10-11)	弱	中	若芽葉(5)
クチナシ	速	中	半陽	常緑	2	花(6-7)	中	中	花に芳香
コバノミツハツツジ	—	中	陽	落葉	3	花(4-5)	—	—	
コマユミ	中	中	半陽	落葉	2	果(10-12)	中	弱	種子赤色
ゴマギ	中	湿	半陽	落葉	3	花(5, 9-10)	—	—	
サンショウ	速	中	半陽	落葉	3		—	—	
シキミ	遅	湿	陰	常緑	3	花(3-4)	—	—	
シモツケ	速	乾	半陽	落葉	1	花(5-7)	中	弱	
シャシヤンボ	遅	乾	陰	常緑	3		—	—	果実可食
シャリンバイ	中	中	陽	常緑	2	花(5-6)	強	中	
シロヤマブキ	速	中	半陽	落葉	2	花(4-5)	—	中	
タシバ	遅	中	半陽	常緑	3		—	—	
ツゲ	遅	中	陰	常緑	3		強	中	
テリハノイバラ	速	乾湿	陽	落葉	0.5	花(5-7)	強	—	ツル性、刺あり
トベラ	速	乾湿	陽	常緑	3	花(5-6)	強	強	種子赤色
ナワシログミ	速	中	陰	常緑	2	果(5-6)	強	強	
ナンテン	遅	中	半陽	常緑	2	花(7)	強	中	果(10-2)
ニワトコ	速	中	半陽	落葉	3		—	—	
ネジキ	遅	乾	陽	落葉	3	花(6-7)	—	—	
ネズミモチ	速	乾湿	陰	常緑	3		強	強	
ノイバラ	速	中乾	陽	落葉	2	花(5-6)	—	—	ツル性、刺あり
ハマゴウ	—	乾	陽	落葉	2	花(7-8)	強	—	
バイカウツギ	速	中	陽	落葉	2	花(5-6)	—	—	
ヒサカキ	遅	乾	陰	常緑	2		強	強	
マサキ	速	乾湿	陰	常緑	3	果(11-2)	強	強	
マユミ	中	湿	半陽	落葉	3	果(10-12)	—	—	果実赤色
マンリョウ	遅	中	半陽	常緑	0.5	果(11-4)	—	—	
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落葉	1.5	果(10-11)	—	—	果実紫熟
モチツツジ	中	中	半陽	落葉	3	花(5)	中	強	旭川以東のみ可
ヤツデ	中	湿	陰	常緑	3		中	強	
ヤブコウジ	遅	中	陰	常緑	0.2	果(11-2)	—	—	
ヤマツツジ	中	中	半陽	落葉	3	花(4-5)	—	—	
ヤマハギ	速	中	陽	落葉	1.5	花(7-9)	弱	中	
ヤマブキ	速	湿	半陽	落葉	1.5	花(4-5)	弱	中	
ジャケツイバラ	速	中	陽	落葉	—	花(4-5)	—	—	ツル性、刺有り
ツルグミ	遅	中	陽	常緑	—	花(10-11)果(5)	強	—	ツル性、果実赤熟、可食
スイカズラ	速	中	陽	常緑	—	花(4-5)	強	強	ツル性
ツタ	速	中	陽	落葉	—	葉	—	—	ツル性
ツルウメモドキ	速	—	陽	落葉	—	花(5-6)	—	—	ツル性
フジ	速	湿	陽	落葉	—	花(4)	強	強	ツル性

AP=Air Pollution (大気汚染)

別紙9 関係法令等一覧

法令名	規制概要	県担当課
瀬戸内海環境保全特別措置法 (岡山県自然海浜保全地区条例)	排水処理施設の設置 自然海浜保全指定地区における行為	県民生活課
公有水面埋立法	公有水面埋立(環境保全への配慮等)	河川課
岡山県景観条例	景観モデル地区内の行為等	自然環境課
鳥獣保護及び狩猟の適正化 に関する法律	鳥獣の捕獲及び特別保護地区における行為	県民局(林政課)
絶滅のおそれのある野生動植物の 種の保存に関する法律	指定された動植物の捕獲・陳列・譲渡等	自然環境課
特定外来生物による生態系等に係 る被害の防止に関する法律	特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運 搬、輸入、譲渡し等	自然環境課
文化財保護法	現状変更等 [国指定・天然記念物] ・六甲島の象岩・笠岡市カトガニ繁殖地 ・白石島の鎧岩 [国指定・史跡名勝] ・下津井鷲羽山、高島、白石島	文化財課、市町
建築基準法	建築物の規模・形態等	建築指導課、市町
屋外広告物法(屋外広告物条例)	広告物掲示等	都市計画課
都市計画法	市街化・市街化調整区域における 建築物の設置等	建築指導課、市町
森林法	林地開発、保安林内行為等	治山課、市町
海岸法	海岸保全区域内の行為等	県民局(港湾課)、市町
港湾法	港湾区域内の行為等	県民局(港湾課)、市町
漁港法	漁港区域内の行為等の制限	県民局(港湾課)、市町
道路法	道路の占用等の制限	県民局(港湾課)
農地法	農地の用途変更	県農業振興課、市町
宅地造成等規制法	宅地造成による土地形質変更	県民局(港湾課)、市町
国土利用計画法(県土保全条例)	1ha以上の土地の開発行為	県民局(地域振興課)、 市町
採石法	採石業に関する制限	県民局(港湾課)、市町
鉱業法	鉱業権設定・制限	企業立地物流推進課、市町
温泉法	掘削・動力装置設置許可	自然環境課、市町
水道法	自家用水道等(100人以上)の水質 ・施設基準	県民生活課、環境保健センター
水質汚濁防止法	排水処理に関する規制	県民生活課、環境保健センター
廃棄物の処理及び清掃に関する法 律	一般・産業廃棄物の処理施設の設置	廃棄物対策課
特定廃棄物に起因する支障の除去 等に関する特別措置法	過去に不適正処分が行われた廃棄物の計 画的な問題解決の取り組み	廃棄物対策課、県民局
旅館業法	新改贈築等に伴う営業許可	県民生活課、環境保健センター
消防法	消防設備・危険物貯蔵取扱等の規制	消防防災課、消防署
食品衛生法	旅館・一般飲食営業許可	環境保健センター

## 参考1 管理計画の趣旨

### 国立公園管理計画とは

- (1) 国立公園管理計画とは、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するものである。担当する国立公園の管理について、中国四国地方環境事務所としての具体的な方針を明文化した、いわば事務所の「公園管理マニュアル」的なもので、概ね次のような内容となっている。なお、⑤については、各種行為に対する行為等の基準ともなっている。
- ① 国立公園又は管理計画区の概況
  - ② 管理の基本方針
  - ③ 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
  - ④ 適正な公園利用の推進に関する事項
  - ⑤ 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
  - ⑥ その他、管理計画作成の目的を達成するために必要な事項
- (2) 公園計画（法定計画）で定められた保護規制や公園施設整備等の計画内容について、より具体的に記述する意味合いがある。
- (3) 法定計画ではないが、自然環境局長通知に基づいて地方環境事務所長が、関係機関等の意見も参考にしつつ作成するものである。ただし、管理の基本方針及び公園事業及び許可等の取扱いに関する事項の決定には自然環境局長の承認を要し、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、及び同上第33条の規定に基づき環境大臣が定める許可基準の特例並びに許可申請の許可の適否の審査基準となる。
- (4) 公園管理には、事務所が法的権限や予算を持って取り組むことができる部分と、そうでない部分（他機関の権限にかかるもの等他の主体に依存するもの）があるが、後者の場合は、他者との調整方針・手順等を記すことになる。

### 今回の改訂の目的

- (1) 平成2年3月の管理計画策定以降の社会情勢の変化、生物多様性を盛りこんだ自然公園法の改正、国立公園計画の変更等を踏まえて、所要の変更を行う。
- (2) 「めざす公園の姿」を明らかにし、それを実現するために、どこをどのように保全し、どのような利用状況へ誘導するのかを明示した上で、そのために必要な規制、整備、管理、調整等の具体的内容を明らかにする等、一般の人が読んでも「公園管理のポリシー」が理解しやすいような内容に改める。

(本来、「めざす公園の姿を明らかにし、それを実現するために、どこをどのように保全し、どのような利用状況へ誘導するのかを明示」するのは、「公園計画」の役割だが、現行の公園計画が、法制度上、「規制のゾーニングと整備すべき施設の種類・性格」を明示するにとどまっている上、他の公益や私権との調整の結果、めざすべき方向と異なるものとなったり、目的が不明確なものとなってしまうところもあるので、それを補う意味もある。)